

特定施設設置等の届出 のご案内

御所市

お問い合わせ先

御所市クリーンセンター 環境政策課

奈良県御所市大字栗阪293番地

TEL 0745-66-1087

1. 概要

特定施設は、騒音規制法及び振動規制法において、工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設と定められています。

(該当する施設の種類については、騒音規制法施行令別表第1、振動規制法施行令別表第1を参照)

また、特定施設を設置する工場等の敷地の境界線における騒音・振動の大きさの許容限度を『規制基準』として定め、工場等を設置している者は、この基準を遵守しなければなりません。

(平成25年12月13日御所市告示第141号・告示第146号)

2. 届出について

・指定地域内(御所市は全域が対象)において、特定施設を設置する場合、または届出内容を変更する場合は、該当する様式を用いて**特定施設の種類毎**に届出してください。

・届出は**御所市クリーンセンター環境政策課へ直接ご持参**ください。郵送は受付できません。

・土・日・祝休日・年末年始は閉庁していますので、余裕を持って提出してください。

・正・副で**合計2部作成**してください。届出受理後、副本をお返しいたします。

◎届出様式一覧(届出様式は、御所市ホームページからダウンロードできます。)

届出種類	届出様式	届出期間	必要添付書類
設置届出	様式第1	工事開始の日の 30日前まで	・騒音・振動の防止の方法(任意様式) ・特定施設内の配置図 ・位置図 ・使用する機械の能力が分かるカタログ等(定格出力が分かるもの)
使用届出	様式第2	指定地域もしくは特定施設となった日から 30日以内	・騒音・振動の防止の方法(任意様式) ・特定施設内の配置図 ・位置図 ・使用する機械の能力が分かるカタログ等(定格出力が分かるもの)
種類ごとの数(騒音) 種類及び能力ごとの数・使用の方法(振動) の変更届出	様式第3	変更工事開始日の 30日前まで	・騒音・振動の防止の方法(任意様式) ・変更前後の配置図 ・位置図 ・使用する機械の能力が分かるカタログ等(定格出力が分かるもの)
騒音・振動の防止の方法の変更届出	様式第4	変更工事開始の 30日前まで	・変更後の騒音・振動の防止の方法(任意様式)
氏名等(名称、住所、所在地)変更届出	様式第6	変更した日から 30日以内	
使用全廃届出	様式第7	廃止した日から 30日以内	
承継届出	様式第8	承継した日から 30日以内	・承継の事実を示す書類等の写し

◎注意点

・「騒音・振動の防止の方法」については、任意の様式で設置場所、設置方法、防止の方法、近隣住民への配慮事項、現場責任者の氏名及び連絡先等、具体的に記載し、提出してください。

・工場移転等による所在地の変更は、工場を廃止し、新設したものとみなしますので、使用全廃届出を提出した後、新たに設置届を提出してください。

・騒音規制法において、届出した施設が減少する場合もしくは2倍以内に増加する場合は、変更届は不要です。

例) 5台を10台に増やす→届出不要 / 5台を11台に増やす→届出必要

・振動規制法において、届出している施設において、「種類及び能力ごとの数を増加しない」、「振動の大きさの増加を伴わない」、「使用開始時刻の繰り上げと終了時刻の繰り下げを伴わない」場合、変更届は不要です。

・特定施設を廃止する場合、設置届に記載されている全ての施設を廃止するときは、「様式第7」、使用している施設の一部を廃止するときは、届出不要です。

3. 罰則

以下のいずれかに該当する場合、拘禁刑、罰金または過料に処せられます。

違反行為	騒音規制法	振動規制法
改善命令・勧告に違反した	1年以下の拘禁刑又は 10万円以下の罰金	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
・設置届出を行わなかった ・虚偽の届出を行った	5万円以下の罰金	30万円以下の罰金
・使用届出、種類ごとの数（騒音）種類及び能力ごとの数・使用の方法（振動）の変更届出、騒音・振動の防止の方法の変更届出を行わなかった ・虚偽の届出を行った	3万円以下の罰金	10万円以下の罰金
必要事項の報告に応じず、または虚偽の報告を行ったり、市職員の立ち入り検査を拒み、妨げ、もしくは、忌避した	3万円以下の罰金	10万円以下の罰金
両罰規定	以上いずれかについて、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたとき、行為者の他に法人又は事業主に対しても罰金刑を科する。	
・氏名等変更届出、承継届出を行わなかった ・虚偽の届出を行った	1万円以下の過料	3万円以下の過料

4. 特定施設一覧

以下に掲載する「騒音・振動規制法施行令別表第1」に当てはまる項目があれば、届出が必要になります。

騒音規制法施行令

別表第1(第1条関係)

1 金属加工機械

- イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
- ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
- ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)
- ヌ タンブラー
- ル 切断機(といしを用いるものに限る。)

2 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

4 織機(原動機を用いるものに限る。)

5 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)
- ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)

6 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

7 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- ハ 碎木機
- ニ 帯のご盤(製材用のものであつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- ホ 丸のご盤(製材用のものであつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
- ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)

8 抄紙機

9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

振動規制法施行令

別表第1(第1条、第3条関係)

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマリングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
- 2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る。)
- 5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

5. 規制基準

表1 騒音の規制基準（平成25年12月13日 御所市告示第141号）

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）並びにその他の区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び風致地区とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。
- (2) 歴史的風土保存区域とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条の規定により指定された区域をいう。
- (3) その他の区域とは、(1) 及び (2) に規定する地域、地区及び区域以外の区域をいう。

2 次に掲げる施設（1に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

表2 振動の規制基準（平成25年12月13日 御所市告示第146号）

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 （午前8時から 午後7時まで）	夜間 （午後7時から 翌日午前8時まで）
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び その他の地域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65 デシベル	60 デシベル
備考 （1） 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。 （2） その他の区域とは（1）に規定する地域以外の地域をいう。		

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園